



平成 27 年 4 月 23 日

各 位

上場会社名	加 賀 電 子 株 式 会 社
コード番号	8 1 5 4 東 証 第 一 部
本社所在地	東 京 都 千 代 田 区 神 田 松 永 町 20 番 地
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 門 良 一
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 川 村 英 治
	T E L 0 3 - 5 6 5 7 - 0 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

加賀電子株式会社（代表取締役社長：門 良一、本社：東京都千代田区、資本金：12,133 百万円）は、平成 27 年 4 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第 29 条(取締役の責任免除)および第 39 条(監査役の責任免除)を新設するとともに、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第 29 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 29 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 30 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 38 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 40 条～第 45 条 (現行どおり)</p>